令和2年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

1 概要

平成12年度に始まった本制度は、平成2年度からは令和6年度までを対策期とする第5期対策が始まりました。

第5期対策の1年目に当たる令和2年度においては、協定数は1,077協定(対前年度111協定の減少)、交付金対象農用地は11,981ha(同1,042haの減少)でした。

第4期最終年度であった令和元年度から協定数や交付金対象農用地が減少した要因としては、主として協定参加者の高齢化等を背景に本制度で求められる5年間の農業生産活動継続への不安が反映したものと考えられます。(過去の対策期切換年度においても同様に減少している。(ホームページ本文中の表参照))

そうした中、県では市町村等と協力してアンケート等で各協定の意向を把握し、活動継続に向けた広域化支援、新たな取り組み集落の掘り起こし等を実施するなどした結果、35協定が新たに活動を開始し、38協定が既存組織の統合(広域化)により設立されました。

2 実施状況

(1) 市町村数

西ノ島町及び知夫村を除く17市町村で実施されました。

(2) 協定数

令和2年度の協定数は1,077協定であり、前年度から111協 定の減少となりました。

[協定数] (単位:協定数)

	令和2年度	令和元年度	増減
	A	В	A - B
集落協定	1,022	1, 136	▲ 114
個別協定	55	52	3
合 計	1,077	1, 188	▲ 111

(注) 協定分割によらない協定数の増加 35、協定分割による協定数の増加 19 協定統合によらない協定数の減少 75、協定統合による協定数の減少 90

(3) 交付対象農用地面積等

令和2年度の交付金対象農用地は11,981haであり、前年度から1,042haの減少となりました。

[農用地面積]

(単位:ha)

	令和2年度	令和元年度	増減
	A	В	A - B
集落協定	11, 534	12, 275	▲ 741
個別協定	447	748	▲ 301
合 計	11, 981	13, 023	▲ 1, 042

(単位:ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	合計
急傾斜	6, 142	51	0	70	6, 263
緩傾斜	5, 211	182	1	22	5, 416
隠岐地区平坦地	238	30	7	0	275
高齢化・耕作放棄地率	0	26	0	0	26
合 計	11, 591	290	8	92	11, 981

⁽注) 単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

(4) 交付金額

令和2年度に各集落協定及び個別協定に交付された交付金額の総額 (国費、県費、市町村費の総額)は、1,976百万円であり、前年度 から39百万円の増加となりました。

[交付金額]

(単位:百万円)

	令和2年度	令和元年度	増減
	A	В	A - B
集落協定	1, 925	1,893	32
個別協定	51	44	7
合 計	1, 976	1, 937	39

(5) 協定の取組内容

令和2年度においても、前年度同様に約8割の協定が体制整備のための前向きな活動実施を要件とする体制整備単価(交付単価の10割交付)により取り組んでいます。

また、加算については、指定棚田地域振興活動加算による取組を18 協定が、超急傾斜農地保全管理加算による取組を279協定(対前年度 40協定の減少)が、集落協定広域化加算による取組を38協定、集落 機能強化加算による取組を91協定、生産性向上加算による取組を15 2協定が実施しています。

[単価別協定数]

(中位: 顺之级)
増減
Λ D

(畄位・協定数)

	令和2年度	令和元年度	増減
	A	В	A - B
基礎単価	172	275	▲ 103
体制整備単価	905	913	▲8
合 計	1,077	1, 188	▲ 111

[単価別面積]

(単位:ha)

	令和2年度	令和元年度	増減
	A	В	A - B
基礎単価	994	1,645	▲ 651
体制整備単価	10, 987	11, 378	▲ 391
合 計	11, 981	13, 023	▲ 1, 042

[加算の取組内訳]

(単位:協定数、ha)

	実施協定数	面積
棚田地域振興活動計画	18	328
超急傾斜農地保全管理加算	279	1,072
集落協定広域化加算	38	1, 328
集落機能強化加算	91	2, 194
生産性向上加算	152	3, 234

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価(体制整備単価の8割)

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加えて、体制整備のための前向きな活動に取り 組む場合の単価(10割単価)

③棚田地域振興活動計画

認定棚田地域振興活動計画(認定計画)に基づき、棚田地域の振興を図る 取組を行う場合に、該当の農用地面積に加算される。

④超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に、該当の農用地面積に加算される。

⑤集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う場合に、協定農用地全体に加算される。

⑥集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合に、協定農用地全体に加算される。

⑦生產性向上加算

生産性向上を図る取組を行う場合に、協定農用地全体に加算される。